

関西大学先端科学技術推進機構内規

制定 平成14年3月7日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この内規は、関西大学先端科学技術推進機構規程第14条に規定する運営委員会及び第16条に規定する研究会並びに機関誌編集委員会（以下「委員会等」という。）の円滑な運営を図るとともに、先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）全般について必要な事項を定めるものとする。
(規程との関係)

第2条 関西大学先端科学技術推進機構規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項についてはこの内規による。

第2章 運営委員会

(招 集)

第3条 運営委員会は、機構長が、運営委員に対して、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項を、原則として書面により会議の7日前までに通知し、招集する。

2 機構長に支障があるときは、副機構長がその任務を代行する。

3 部門長、研究センターの長及び研究プロジェクトの長に支障があるときは、代理をもって充てる。

(定足数及び議決)

第4条 運営委員会は、運営委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって議決する。

第3章 研究会

(招 集)

第5条 研究会は、機構長が、研究員に対して、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項を、原則として書面により会議の7日前までに通知し、招集する。

2 機構長に支障があるときは、副機構長がその任務を代行する。

(定足数及び議決)

第6条 研究会は、研究員総数の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席研究員の過半数の同意をもって議決する。

第4章 機関誌編集委員会

(設置及び構成)

第7条 機構に機関誌編集委員会を置く。

2 機関誌編集委員長は、副機構長をもって充てる。

3 機関誌編集委員会は、副機構長並びに各研究部門、各研究センター及び研究プロジェクト長から選出された機関誌編集委員（以下「編集委員」という。）をもって構成する。

4 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(招 集)

第8条 機関誌編集委員会は、副機構長が招集し、議長となる。

- 2 機関誌編集委員会は、副機構長が、編集委員に対して、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項を、原則として書面により会議の7日前までに通知し、招集する。
- 3 副機構長に支障があるときは、副機構長が指名する編集委員がその任務を代行する。
- 4 編集委員に支障があるときは、代理をもって充てる。

(定足数及び議決)

第9条 機関誌編集委員会は、編集委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の同意を持って議決する。

(審議事項)

第10条 機関誌編集委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 機関誌の企画及び編集に関すること。
- (2) 機関誌の配布に関すること。
- (3) その他機関誌に関すること。

第5章 自己点検・評価及び第三者評価

(実施及び報告)

第11条 機構は、規程第14条第2項第3号に規定する自己点検・評価及び第三者評価に関する事項を実施する。

- 2 機構長は、前項に基づく結果を学校法人関西大学自己点検・評価委員会に報告する。

第6章 議事録

(議事録)

第12条 議長は、委員会等の開催日時、場所、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長が押印して、これを事務局に備える。

第7章 研究員、特別任命教育職員、名誉研究員、特別任用研究員、ポスト・ドクトラル・フェロー、リサーチ・アシスタント、客員研究員、非常勤研究員及び準研究員

(研究員)

第13条 規程第10条第2項に規定する研究員のうち、研究会、研究グループ、研究プロジェクト又は研究センターに所属することにより研究員となる者の任期については、そのプロジェクト研究の存続する期間とする。

- 2 規程第10条第3項に規定する研究員は、副機構長、センターの長又は研究プロジェクトの長が本学専任教育職員であった者、特別任用教育職員等で研究会、研究グループ、研究プロジェクト、受託研究、学外共同研究、文部科学省による科学研究費助成事業（以下「科研費という。」）その他必要と認める研究を実施する者のうちから、機構長に推薦するものとする。

3 前項に規定する研究員の任期は1年とし、原則再任は認めない。ただし、特別任用教育職員については任期を1年とし、プロジェクト研究の期間内で、再任を妨げない。

(特別任命教育職員)

第13条の2 関西大学特別任命教育職員規程に基づき、機構に特別任命教育職員を置くことができる。

- 2 特別任命教育職員の任用等必要な事項については、別に定める。

(名誉研究員)

第14条 機構に名誉研究員を置くことができる。

2 名誉研究員は、本学専任教職員であつた者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旧工業技術研究所長又は機構長の職にあつた者

(2) 研究員として旧工業技術研究所又は機構に対し功労顕著であつた者

3 名誉研究員は、機構長が前項に規定する者のうちから、研究員会の議を経て委嘱する。

(特別任用研究員、ポスト・ドクトラル・フェロー及びリサーチ・アシスタント)

第15条 規程第10条第2項及び第3項に規定する研究員は、別に定める取扱要領に規定する特別任用研究員、ポスト・ドクトラル・フェロー及びリサーチ・アシスタントのうちから研究員として推薦し、運営委員会の議を経て機構長が認めた者については、機構での研究活動に参加することを許可する。

2 特別任用研究員、ポスト・ドクトラル・フェロー及びリサーチ・アシスタントの任期は、別に定める取扱要領に準拠する。

(客員研究員)

第16条 客員研究員は、機構におけるプロジェクト研究に携わり、かつ、当該プロジェクト研究に関連する分野での業績が認められる者で、他大学、国公立研究機関、企業等に所属する者のうちから当該研究の代表者が推薦し、運営委員会の議を経て、機構長が研究活動に参加することを許可する。

2 客員研究員の任期は原則として1年以内とする。ただし、研究代表者から申し出がある場合、機構長は当該プロジェクト研究期間の範囲内で任期の更新ができる。

(非常勤研究員)

第17条 非常勤研究員は、機構におけるプロジェクト研究に携わり、かつ、博士の学位を有し、当該プロジェクト研究に関連する分野での業績を有する者又は、前掲の者に相当すると認められる業績を有する者で、研究機関等に所属していない者のうちから当該研究の代表者が推薦し、運営委員会の議を経て、機構長が研究活動に参加することを許可する。ただし、上記に該当しない者でも、研究上必要と認められる場合については、機構長が参加を許可することができる。

2 非常勤研究員の任期は、原則として1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、機構長は運営委員会の議を経て、任期の更新ができる。その場合の任期は、当該プロジェクト研究の期間を超えないものとする。

(準研究員)

第18条 大学院博士課程後期課程に在籍する大学院学生を準研究員とし、研究プロジェクト等の代表者が推薦し、運営委員会の議を経て、機構長が研究活動に参加することを許可する。

2 準研究員の任期は原則として1年以内とし、各研究プロジェクト等の研究期間の範囲内で、任期の更新ができる。ただし、任期は、初回任用日から起算して3年を超えないものとする。

第19条 大学院博士課程前期課程に在籍する大学院学生を準研究員（前期）とし、研究プロジェクト等の代表者が推薦し、運営委員会の議を経て、機構長が研究活動に参加することを許可する。

2 準研究員（前期）の任期は原則として1年以内とし、各研究プロジェクト等の研究期間の範囲内で、任期の更新ができる。ただし、任期は、初回任用日から起算して2年を超えないものとする。

第8章 顧問

(顧問の推薦)

第20条 規程第11条に規定する顧問の推薦については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学専任教育職員以外の学識経験者
 - (2) その他特に必要と認める者
- (役 割)

第21条 顧問は、機構長の諮問に応え意見を述べることができる。

附 則

- 1 この内規は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 関西大学工業技術研究所部門主任会内規（平成9年2月13日施行）、関西大学工業技術研究所研究会内規（平成9年2月13日施行）、関西大学工業技術研究所機関誌編集委員会内規（平成9年3月13日施行）及び工業技術研究所顧問に関する内規（昭和50年6月1日施行）は廃止する。

附 則

この内規（改正）は、平成15年1月16日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成15年3月8日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成28年4月1日から施行する。